



**Convention on  
Biological Diversity**

Distr.  
GENERAL

UNEP/CBD/COP/9/28  
6 March 2008

ORIGINAL: ENGLISH

第9回生物多様性条約締約国会議  
ボン 2008年5月19~30日  
議題案 1.7

**組織的事項**

**第10回締約国会議の日程及び開催地**

事務局長による説明

1. 締約国会議 (Conference of the parties 以下 COP) の手続規則第4条パラ1によると、通常締約国会議は2年に1回開催されることとなっている。同規則パラ2には、各通常締約国会議において、次回の通常締約国会議の日程・期間を決定する旨記載されている。本条約が発効して以来の締約国会議の開催地は以下の通りである。COP-1 ナッソー (バハマ)、COP-2 ジャカルタ (インドネシア)、COP-3 ブエノスアイレス (アルゼンチン)、COP-4 ブラチスラバ (スロバキア)、COP-5 ナイロビ (ケニア)、COP-6 ハーグ (オランダ)、COP-7 クアラルンプール (マレーシア)、COP-8 クリチバ (ブラジル)、そして COP-9 ボン (ドイツ)。従って、第9回締約国会議において、第10回締約国会議の日程・期間を決定することとなる。
2. この件に関して、次回締約国会議を招致したいという政府からの公式な発表が、本条約の歴史上初めて、その決定が行われる会議よりも相当早い段階で行われた。日本国政府は、カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP/MOP-5)及び本条約第10回締約国会議(COP-10)を日本国愛知県名古屋市に招致したいということを表明した。招致したいという決定は2007年1月16日の閣議で了解され、本条約締約国会議の執行委員会 (Bureau) に公式に伝達された。招致の申し出は2007年7月8日にパリで開催された同執行委員会で日本政府から説明が行われ、執行委員会は日本政府からの申し出を歓迎した。
3. 事務局長とも協議の上、国連の会議予定を考慮した上で、日本政府は COP/MOP-5 と COP10 を、それぞれ 2010年10月11~15日、10月18~29日に招致したいということを提案した。
4. 事務局は、COP-10 及び COP/MOP-5 を招致したいという他の国からの申し出に関する情報を得ていない。それゆえ、第9回締約国会議において、COP-10 及び

COP/MOP-5 の日程と開催地に関する以下の決議案を提案する。本決議案は 2008 年 2 月 10 日にローマで開催された同執行委員会に提出されたものである。

生物多様性条約締約国会議は、

1. カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議(COP/MOP-5)及び生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP-10)を招致したいという日本政府からの寛大な申し出を歓迎する。
2. COP/MOP-5 及び COP10 を、日本国愛知県名古屋市において、それぞれ、2010 年 10 月 11~15 日、10 月 18~29 日に、またハイレベル会合を 2010 年 10 月 27~29 日に開催することを決定する。
3. 各締約国に対して、途上国、特に最貧途上国と小島嶼途上国及び経済移行国の全面的な出席を確保するために、各国の締約国会議への出席を促進するための特別任意信託基金 (BZ) 及び議定書締約国会議への出席を促進するための特別任意信託基金 (BI) への、適切かつ適時な拠出を呼びかける。
4. 第 11 回締約国会議を招致したいという関心を有する国は、できるだけ早期に、条約事務局にその旨連絡するよう呼びかける。

-----